

全日本実業団剣道連盟規約

全日本実業団剣道連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は全日本実業団剣道連盟と称する。

(目 的)

第2条 本連盟は剣道を通じて産業人の人格と、体位の向上および相互の親睦をはかり、もって我国の産業振興に寄与することを目的とする。

(所在地)

第3条 本連盟の所在地は東京都台東区浅草7丁目1番7号、宇賀神ビル内におく。

(事 業)

第4条 本連盟はその目的達成のため下記の事業を行う。

1. 全日本実業団剣道大会
2. 地区実業団剣道大会の支援
3. その他剣道興隆のため適当と認められる事項

全日本実業団剣道連盟

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本連盟の会員の種類は下に掲げるものである。

1. 正会員
2. 賛助会員

(正会員)

第6条 正会員は企業または企業の事務所に属する剣道部とする。

(賛助会員)

第7条 理事会の決議により、本連盟の目的と事業に賛同して毎年定額の賛助をする団体または個人を賛助会員とする。

(入会)

第8条 第6条に定める資格を有する者が、入会しようとするときは理事会の承認を要する。

(会員の権利)

第9条 正会員は会員総会に出席して議事に参加し、また本連盟の各種行事に参加することができる。

第3章 役員

(役員)

第10条 本連盟に次の役員をおき、名誉職とする。

会長	1名	副会長	若干名
理事長	1名	理事	若干名
監事	2名		

(会長、副会長)

第11条 会長は本連盟を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

会長、副会長は理事会において互選によって定める。

(相談役、顧問)

第12条 本連盟の役員であった者に対し、理事会の決議により、次の称号を贈ることができる。

1. 相談役
2. 顧問

会長は重要事項につき相談役、顧問に諮問することができる。

(諮問委員会)

第13条 会長は会務の運営上必要と認めた場合は、重要事項につき会長の諮問に応える会務運営諮問委員会を設置することができる。

会務運営諮問委員会の委員は、諮問内容に応じ都度役員並びに

相談役、顧問の中より会長が任命する。

(理事長)

第14条 理事長は会務全般を司掌する。

理事長は理事の中より会長が任命する。

(理事)

第15条 理事は理事会を構成し重要会務を審議する。

会長は会務の運営上必要と認めた場合は、理事長の推挙にもとづき、特定の理事に特定の会務を担当させ、理事長を輔けて会務の運営にあたらせることができる。

(監事)

第16条 監事は本連盟の経理を監査する。

(理事、監事の選任)

第17条 理事および監事は会員総会において選出する。

(任期)

第18条 役員並びに相談役、顧問の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。

補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第19条 本連盟の議決機関としての会議は会員総会および理事会とする。

(会員総会)

第20条 会員総会は本連盟の最高議決機関であって年1回会長がこれを召集する。

ただし必要ある場合会長は臨時にこれを召集することができる。

(会員総会の権限)

第21条 会員総会は次の権限を有する。

1. 理事、監事を選出すること。
2. 会務の報告をうけること。
3. 決算を審議すること。
4. 会費その他会員の負担を決定すること。
5. 本規約の改廃を決議すること。

(会員総会の議決)

第22条 会員総会は会員の過半数の出席によって成立する。ただし、出席する他の会員に委任した者は出席者とみなす。

会員総会の決議は出席会員の多数決による。

(理事会)

第23条 理事会は本規約に定めたる権限を行うほか、会務の運営の全般につき協議する。

会長または理事長は必要により随時理事会を召集する。

(理事会の議決)

第24条 理事会の決議については規約第22条を準用する。

理事長は文書によって各理事に諮ることにより、理事会の召集を省略することができる。

第5章 経 理

(収 入)

第25条 本連盟の経費は入会金、会費、賛助会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

入会金、会費の変更は理事会の提案にもとづき会員総会において決定する。

(会計年度)

第26条 本連盟の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

第6章 雑 則

(規約の変更)

第27条 この規約の変更は理事会の提案にもとづき、会員総会において決定する。

(会員の失格)

第28条 会員が2年以上会費の納入を怠り、または会員たるの名誉を毀損したときは、理事会の決議により会員資格を取り消すことができる。

前項後段の決議は次の会員総会に報告を要する。

以 上

昭和33年 1月 1日 施行

昭和33年 9月20日 改正

昭和39年11月 7日 改正

昭和50年 9月13日 改正

平成 8年 9月13日 一部改正

平成16年 5月21日 一部改正

平成24年 5月25日 一部改正